「さいたま水土里ネット女性の会」会則

(名 称)

第1条 本会は、「さいたま水土里ネット女性の会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と水土里ネットの業務に携わる女性ネットワークを広げ、情報の共有や連携の強化を図るともに研修会等への参加による自己研鑚により知識やスキルの向上に努めることで、農業農村整備事業並びに土地改良区の円滑な業務推進と共に女性にとって働きやすい環境作りを進める事を目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。
 - (1) 会員の知識やスキル向上のための研修会や現地視察の開催
 - (2) 会員相互の資質向上を図るためセミナーへの参加や情報交換会の開催
 - (3) この会の活動成果や女性の活動事例の情報発信
 - (4) その他、会の目的を達成するために必要な活動の推進

(会員)

第4条 本会の会員は、会則2条の目的に賛同する各地域水土里ネットの女性職員(臨時職員含む)とする。

(役員)

第5条 本会の運営にあたり、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名

(役員の選任)

第6条 役員は、全員の中から総会において選任する。

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第8条 会長は会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ定めた順位に従いその職務を代理又は代行する。
- 3 幹事は、総会の決議に基づいて会務を執行する。

(総 会)

- 第9条 定期総会は、毎年度1回会長がこれを招集する。
 - 2 臨時総会は、幹事会において必要と認められたとき会長がこれを招集する。
 - 3 総会の議長は、会長があたる。会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。
 - 4 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。

- 5 総会に付議する事項は、次のものとする。
 - (1)会則に定められた事項
 - (2)会則の変更に関する事項
 - (3)事業計画及び事業報告に関する事項
 - (4)その他運営に関して必要と認めた事項

(幹事会)

- 第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。幹事会の議長は会長がこれにあたる。
 - 2 幹事会に付議する事項は、次のものとする。
 - (1) 業務を執行するための方針に関する事項
 - (2) 総会の招集及び総会に付議する事項
 - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (4) その他幹事会において必要と認めた事項
 - 3 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数なときは議長がこれを決する。

(顧問及び相談役)

- 第11条 本会に、顧問及び相談役をおく。顧問及び相談役は、次のとおりとする。
 - (1) 顧 問 埼玉県土地改良事業団体連合会会長 全国水土里ネット土地改良広報センター所長
 - (2) 相談役 若干名 (会長経験者及び水土里ネット役員、土地改 良に従事し ている県職員)
 - 2 顧問及び相談役は、会の運営に助言する。

(事務局)

第12条 本会の事務局を埼玉県土地改良事業団体連合会内に置く。

(経費)

第13条 本会の経費は、埼玉県土地改良事業団体連合会の助成金をもって充てる。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(雑 則)

第15条 本会則にさだめるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は幹事会の議決を得て会長がこれを定める。

附 則 本会則は、令和4年1月26日より施行する。